

## 令和7年第5回教育委員会会議録

日 時 令和7年4月25日（金）午前10時30分 開議  
場 所 尾道市役所4階 委員会室  
署名委員 村上正則委員

午前10時30分 開会

○宮本教育長 定刻になりましたので、ただいまから第5回教育委員会定例会を開きます。

本日の会議日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は、村上正則委員を指名いたします。

これより日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち、重要な項目がありましたら、順次報告をお願いいたします。

○井上庶務課長 教育長、庶務課長。庶務課に関わる業務報告及び行事予定について御報告をいたします。1ページを御覧ください。

業務報告につきましては記載のとおりでございます。

次に、行事予定でございますが、表の5行目、6行目でございます。小学校と中学校の緊急通報装置設置業務委託でございますが、どちらも令和6年度に予算措置をしておりましたが、小学校につきましては入札不調、中学校につきましては、この2月補正で予算化したこともありまして、いずれも令和7年度に繰越しをしまして、今年度、市内の全小中学校に緊急通報装置と防犯カメラを整備していくこととしております。以上、報告とさせていただきます。

○村上生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。生涯学習課の業務報告及び行事予定について御報告をいたします。2ページを御覧ください。

まず、業務報告でございます。3月25日に日本語学習支援ボランティア研修会を開催いたしました。26人の参加があり、今回は「地域日本語教室で大事なことは」と題しまして、参加者を5つのグループに分けて、グループワークを一部入れて進められました。これまでの参加者は外国人との交流や外国語を話してみたいという目的の方が多かったのに対して、今回は日本語学習の支援をしたい方というところで実施目的に合致した人の参加となっております。

それから、3月30日についてはビーチヨガということで、瀬戸田サンセット

ビーチで9名の参加をいただいております。

続きまして、行事予定でございます。記載のとおりでございますけれども、5月10日におのみち市民大学・家庭教育支援講座として「おやこのための音楽会」を尾道市民センターむかいしまホールで開催をいたします。参加無料、事前申込み不要ということで、赤ちゃんから大人まで一緒に楽しめる参加型コンサートとなっております。

続きまして、図書館について指定管理者から報告のありました事業報告をいたします。3ページを御覧いただき、中央図書館でございます。

業務報告ですが、4月の館内展示については、「列車にゆられて」としまして、内容は、寒かった冬が終わり、お出かけにぴったりの春がやってきたことにちなんで列車にまつわる本やお出かけしたくなるような本を集めた展示となったということでございます。

その他の業務報告、また行事予定につきましては記載のとおりでございます。

続いて、4ページを御覧ください。みつぎ子ども図書館でございます。

業務報告につきましては、記載のとおりでございます。

行事予定ですけれども、5月の図書展示について、4月23日から5月12日まで、第67回こどもの読書週間が実施されるため、期間中、赤ちゃんから中学生までの年齢別お勧めの本を集めて展示しているということでございます。

その他行事予定につきましては、記載のとおりでございます。

5ページを御覧ください。因島図書館でございます。

業務報告ですが、4月6日から4月27日まで、松下眞吾チョウ写真展として、美しいチョウ、ゼフィルスの写真を展示しております。

その他の業務報告、また行事予定につきましては、記載のとおりとなっております。

続いて、6ページを御覧ください。瀬戸田図書館でございます。

業務報告ですけれども、4月19日から5月18日まで、ひだまり作品展として放課後デイサービス事業所ひだまりを利用する子供たち全員によるボディーパーペイトや工作などの作品を展示しているところでございます。

その他の業務報告、また行事予定につきましては記載のとおりとなっております。

続いて、7ページを御覧ください。向島子ども図書館でございます。

業務報告ですが、4月の展示として、4月2日は国際子どもの本の日ということで、JBBY、日本国際児童図書評議会が選んだ本ということで集めてい

るようでございます。

その他の業務報告、また行事予定につきましては、記載のとおりとなっております。以上で図書館の業務報告を終わります。

○**榎原因島瀬戸田地域教育課長** 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定について御説明いたします。議案集8ページをお開きください。

業務報告及び行事予定ともに年度末に入札を行い、新年度に繰り越して施行する業務を主に記載しております。

記載はしておりませんが、4月は年度初めということで、4月16日、因島瀬戸田地域の小中学校の教頭先生と事務職員に出席いただき、今年度の予算執行事務についての説明会を。また、4月18日には、因島瀬戸田地域の学校技術員に集まっていたきまして、年度初めの打合せ会議をいずれも因島総合支所で開催いたしました。人事異動もございましたので、職員相互の顔合わせも兼ね、1年の事務の流れを共有する場となり、よいスタートが切れたと思っております。以上でございます。

○**福田美術館長** 教育長、美術館長。美術館の業務報告並びに行事予定を尾道市立美術館から御報告いたします。9ページを御覧ください。

業務報告につきまして、市立美術館では3月15日土曜日から、特別展「江戸庶民の美 大津絵と浮世絵版画一幻の東海道五拾三次一」展を開催しており、4月末には来館者が1万人に達成する見込みでセレモニーを実施する予定です。

19日土曜日には、表千家同門会備後支部の御協力をいただき、春の展覧会にふさわしい華やかな茶会を開催し、110名の参加がありました。

圓鏝勝三彫刻美術館については、4月6日にみつぎ桜まつり実行委員会主催でみつぎ桜まつりが開催されました。館内ステージにて舞踊等が披露され、当日の入館者は342人でした。

平山郁夫美術館については、4月7日まで再興第109回院展が開催され、入館者数は7,534人でした。

続きまして、行事予定でございますが、市立美術館では現在開催しております特別展を5月6日火曜日まで開催し、5月7日水曜日から9月9日火曜日までは空調整備工事のため休館となります。

その他につきましては記載のとおりでございます。美術館は以上でございます。

○**安保学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。学校経営企画課に係る業

務報告並びに行事予定について御報告いたします。10ページを御覧ください。

まず、業務報告についてですが、3月31日、辞退職者辞令交付式を行いました。

4月1日、管理職辞令交付式、新規採用者辞令交付式、所属職員辞令交付式を行い、新規採用者と所属職員の辞令交付式には委員の皆様にも立会いをしていただきました。新規採用者は33人で、教諭は小学校24人、中学校9人、養護教諭、栄養教諭、事務職員、尾道南高等学校の新規採用者はありませんでした。

4月7日、尾道みなと小学校、尾道みなと中学校の開校式を行いました。開校式には新入生を除く児童生徒と来賓や地域、保護者の皆様など、多くの方に御参加いただきました。久保小、長江小、土堂小、久保中、長江中、5校がそれぞれ長きにわたって積み重ねてきた歴史の重みと、これまで地域で果たしてきた役割を引き継ぎ、尾道市で初めての小中一貫教育校として本市の義務教育の充実・発展の拠点となるよう、新たな学びを創造してまいります。

同日、小中学校と尾道南高等学校で始業式が行われました。

4月8日、小中学校と尾道南高等学校で入学式が行われました。なお、休校中の百島小学校と入学者がいない重井中学校は、入学式は実施しておりません。どの学校も厳粛な式が行われたと聞いております。

4月9日、校長会議を行いました。

4月17日、尾道市立小中学校及び尾道南高等学校の教職員を対象とする不祥事防止研修をオンラインで行いました。講師として、現職の警察官で、今年度の人事異動で広島県教育委員会に出向されている、豊かな心と身体育成課の課長補佐、中岡義就（カカヨシツグ）様に「不祥事案防止について」と題して講話をしていただきました。これまでの警察官としての経験を踏まえ、不祥事案の事例や不祥事案が与える影響等について具体的にお話をいただき、その後の各校での振り返りや交流では、不祥事の未然防止に向けて活発な意見交流を行うことができたこと校長先生方から報告を受けております。警察官を講師としての服務研修は初めてでしたが、実りのある研修となったものと捉えております。今後も信頼される学校づくりに向け、教職員が教育公務員としての自覚と責任を喚起し、誇りを持って子供たちの教育に邁進できるよう、不祥事の未然防止に取り組んでまいります。

4月22日、教頭、総括事務長、事務長、主幹教諭を対象とする学校経営サブリーダー研修会を行いました。今年度は、覚悟と判断力、指導力を持ったサブリーダー、主体的な学びの実現を目指す姿とし、年6回実施する予定です。

行事予定については記載のとおりです。また、記載はしていませんが、5月中旬から校長を対象とした業績評価に係る面談を予定しております。以上でございます。

○金子教育指導課長 教育長、教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御報告いたします。議案集11ページを御覧ください。

それでは業務報告です。4月15日に中学校1年生、2年生を対象にした国語、数学の学力定着実態調査を行いました。結果は7月以降になりますので、結果についてはまた御報告いたします。

4月17日に全国学力・学習状況調査が小学校6年生と中学校3年生を対象として実施しました。小中ともに国語と算数、数学、理科が実施されました。中学校3年生の理科は、初めてオンラインで出題、解答する形式となりましたが、トラブルもなく、市内全ての学校で実施できました。テストの結果は7月以降になりますので、結果についてはまた御報告いたします。

4月21日に第1回尾道市教育相談連絡協議会を実施しました。尾道市教育支援センター相談員、青少年センター指導員、スクールソーシャルワーカーの皆様にお集まりいただき、不登校児童生徒に係る支援や相談活動の充実を図るために、昨年度の成果や課題を踏まえ、今年度の取組の方向性等について情報交換や協議を行いました。

次に、行事予定です。5月8日には、教育相談コーディネーター研修。

5月14日に、第1回尾道市教育支援センター自然体験活動を計画しております。一昨年度から因島のはっさく教室に隣接する万田発酵に御協力いただき実施しているものです。

5月15日には生徒指導主事研修会。

5月16日には小学校外国語活動・外国語研修会、中学校授業力向上研修会（英語）を開催いたします。

5月19日は、尾道中学校教育研究会、22日には、尾道小学校教育研究会が計画されており、教科別、領域別にそれぞれ今年度の研究体制を整え、取組がスタートされます。

あとの行事は記載してあるとおりです。

最後に、本日25日から5月6日まで、尾道市役所1階、市民交流スペースにおいて、今年度も尾道市立小中学校と台湾、嘉義市立小中学校による合同展示会を行います。尾道と台湾の小中学生の作品交流により、両国の文化の違いや絵の描き方の違いや色使いなど、作品を見ることで感じてもらいたいと考えております。説明は以上です。

○宮本教育長 ただいまの報告について御意見、御質問はありませんか。

奥田委員。

○奥田委員 庶務課にお伺いします。行事予定のところでありましたが、小学校緊急通報装置の設置と書かれておりますが、この通報装置というのはどういうもので、どういうときに活用するのか、もう少しこの機器について説明いただければと思います。

○井上庶務課長 教育長、庶務課長。この緊急通報装置でございますが、経緯としましては、国が推奨しております。令和5年に埼玉県の中学校で刃物を持った不審者が学校へ侵入して教員に危害を加えた、こういった事件がございました。それを受けて国がこういった緊急装置、ボタンを押してすぐ警察に通報できるとか、あるいは防犯カメラ、こういったものがこの緊急装置というふうになっております。市内の小中学校にこれから設置をしていきますが、先ほどのボタン、緊急通報装置のボタンは大体1校に2か所ぐらい。防犯カメラは3から4台。こういったところで主には外部からの侵入ということなので、グラウンドに近い部分、そういったところの設置を計画しているところでございます。以上です。

○奥田委員 外部からの侵入者に対するものという趣旨はよく理解できました。そのボタンを押したときには、これは学校全体に何か緊急警報中ですよということになって、そして警察へ通じる、緊急事態が生じてますよということは尾道警察署に行く。そこから尾道警察署が動くのか、ちょっとその辺のお話をお願いできますか。

○井上庶務課長 教育長、庶務課長。今、手元に詳細を持ち合わせておりませんので、次回、また御報告をさせていただきたいと思っております。イメージ的には銀行の窓口で何かあったときにカウンターの下にボタンがある、何かそういったイメージをしておりまして、そのボタンを押すことで全体に放送されるとか、恐らくそういった形ではないとは思いますが、また改めて詳細について御報告させていただきます。

○奥田委員 はい、よろしくお願ひします。

○宮本教育長 豊田委員。

○豊田委員 豊田でございます。美術館の館長さんにお尋ねしたいんですが、たくさんの観覧者が入っておりますが、小中学生が美術館を訪れて、そこで鑑賞したり学んだりするということをぜひ進めていただきたいと思いますと思うんですが、今年度、何かそういう方向性がありますでしょうか。

○福田美術館長 教育長、美術館長。毎回、特別展のときには、子供と大人の鑑

賞会という形で子供が参加できるものとかを考えてはいるんですが、小中学生を対象とした行事等あるか、また確認して報告させていただければと思います。

○**豊田委員** お願いします。先日、瀬戸田の院展に行かせてもらったんですけど、瀬戸田には平山美術館がありまして、非常に恵まれた条件ですよ。だから子供たちにもぜひそういう美術館教育といいますか、美術館を使った芸術教育をぜひ、たくさん機会を与えてあげたらいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

あともう一点、5月27日に「学びの変革」推進協議会というのが入っておりますが、今年度は「学びの変革」推進委員会の重点項目といいますか、どういうことを中心に各学校へ取り組んでほしいというふうなことを出しておられるのでしょうか。

○**金子教育指導課長** 教育長、教育指導課長。「学びの変革」の取組ですが、今年度は昨年度と同様に、学級集団づくりを土台として授業改善をしていくところをまず一番に言っているところです。授業改善は学級集団づくりと両輪で進めていくということです。

そして、尾道市の授業の重点取組を今年度4つに整理をいたしました。1つ目が「意欲の喚起・学習の見通し」。2つ目が「学び方の選択」。3つ目「他者との考えの交流」。4つ目「学習の振り返り・学習の調整」。この4つの視点を意識しながら、そのための4つの姿を重点的に意識した授業改善をしていくということ。そして、それらをしていくときに、1人1台端末の活用も積極的にしていきましようということを言っております。そして、それらの土台になるための学習習慣の定着、基礎・基本の定着、読書習慣の形成、これらも学校教育活動の中で計画的に取り組んでいただくように、そういう辺りのところを含めた授業改善をしていくという方向を、「学びの変革」、3回ありますけれども、授業等を通して先生方と共通認識して取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○**豊田委員** ありがとうございます。

○**宮本教育長** 村上正則委員。

○**村上（正）委員** 村上です。先ほど奥田委員の質問の関連で、防犯装置をつけるということなんですが、先ほど金融機関のことをおっしゃったんですけども、例えば金融機関は「さすまた」があるとか、「カラーボール」があるとか、要はそういう防犯意識が高いということを学校も外に対して示したほうがいいと思うんです。それと教職員の訓練ですよ、防犯に対する訓練、そうい

ったものはどうなっていますか。

○**安保学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。各学校に「さすまた」はございます。教職員の訓練ですが、これは児童生徒との避難訓練ですとか、そういったのを兼ねて実施しております。あと不審者の対応でしたら、教職員だけで講師を招いて、「さすまた」の使い方ですとか、そういう訓練をしている学校はございます。防犯に関して学校で避難の仕方、指示の仕方、いろいろ想定しながらそれぞれの学校でマニュアルをつくって取り組んでいるところでございます。以上です。

○**宮本教育長** ほかにありませんか。豊田委員。

○**豊田委員** 教育指導課にもう一点お聞きしたいんですが、昨年、高西中学校が非常に学び方について中心的に頑張っておられましたよね。あの自由学びであったりとか、そういった学び方が全部の学校に今年度は波及するのかなのか、その辺り見通しとしてはどうなんでしょうか。

○**金子教育指導課長** 教育長、教育指導課長。高西中学校が尾道市の中でも、また、県全体の中でも自由進度学習に積極的に取り組んでいただいて、大きな成果が出ていると承知しております。色々な場で高西中学校の取組を周知するように努めておりますけれども、市内全体に自由進度学習をどんどん入れていきたいと思いますということではなくて、その考え方、例えば、子供たちが学び方の選択肢をもって自己決定をしながら、子供主体の学びをつくっていくという、そういう考え方というところは、このたび尾道市の重点取組の4つの1つとして、「学び方の選択」として、メッセージも含めて学校のほうには伝えております。自由進度学習は1つの手法でありますので、それを学校が取り入れるかということについては学校の実態等もありますので、それぞれの子供の実態に応じながら先生方が取り組んでいただければよいのではないかと考えております。ただ、大事な考え方というか、ポイントは、どの学校にも取り入れていくようにと指導しているところでございます。以上です。

○**宮本教育長** よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**宮本教育長** では、ここで前回までの会議におきまして宿題になっていた案件があれば御報告をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**村上生涯学習課長** 教育長、生涯学習課長。前回、村上正則委員のほうから図書館の業務報告のところで因島図書館の囲碁教室の状況の御質問があったかと思っております。その状況について御報告をさせていただきます。

まず1点目、いつから行っているかというところでございますけれども、令和

元年、2019年の9月から行っております。

また、講師については因島囲碁協会の方、3名の方で行っております。

あと、参加人数であったり年齢などということでございますけれども、令和6年度は全28回を開催しております。それから平均9名が参加ということでございます。参加実績については通年で子供が33人、大人が221人、合計で254人が参加をしております、小学生からシニアまで幅広い世代が参加しているということでございます。以上でございます。

○村上（正）委員 ありがとうございます。

○宮本教育長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本教育長 では、ないようですので、日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。

次に、日程第2、議案の審査に入ります。

議案第16号尾道市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○井上庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、議案第16号尾道市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則案について御説明をさせていただきます。議案集12ページを御覧ください。

改正内容でございますが、現行の傍聴定員について、会場環境に応じて柔軟に対応できるよう変更するものでございます。現在、教育委員会定例会の傍聴定員は10名となっておりますが、これは教育会館2階会議室での開催を念頭に定めております。一方で、ここ数年はこちら、尾道市役所4階委員会室で開催することが多くなっておりまして、より多くの方に傍聴していただくことが可能となったために、状況により傍聴人数を増やすことができるよう改正するものでございます。

14ページの新旧対照表を御覧ください。

改正内容といたしましては、第2条第1項におきまして、旧・新、新の部分でございますが、傍聴の申込みを会議開催1週間前から開始前までに改めるものでございます。

また、同条第3項にて、傍聴定員10名を原則としながらも、ただし書きとして、教育長が傍聴を許可する必要があると認めた場合は定員を変更することができる、こういった旨を追加しようとするものでございます。以上、御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○宮本教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はありませんか。

村上正則委員。

○村上（正）委員 村上です。この第2条の第2項の場合、教育長の恣意的な運用になりはしないかと危惧しております。要は、今日は20人ですよとかいうことを決めて、別にこれ周知しないといけないとは書いてないので、遠くから来られた方、あなた21番目だからお帰りくださいということになりかねないんですよね。そうなっても別に悪いことないと、規則どおりやっていますということになるので、そこら辺、もう少し精査したほうがいいのではないかなと思うんですけども。

それと、開始までということになると、当日ここに来て定員オーバーしている、教育長が決めた定員をオーバーしていることが分かるわけで、それはちょっと酷な話になりはしないかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○井上庶務課長 教育長、庶務課長。まず傍聴定員につきましては10名というふうになっておりまして、これ、もともとは教育委員会の会議規則の中に、この定例会については教育委員会の会議室で開催する、こういったことが規定をされております。これに基づきまして10名というふうに傍聴規則のほうで定めているような状況がございます。

ただ、先ほども申しあげましたように、ここ最近はこちらの会場で行うことが多いということで、ただし、場合によってはこの会場以外のところも想定もできるような状況もありますので、人数をなかなかその会場によって定めることが難しいということで、柔軟に対応することができる規定としている、そういった提案でございます。

○宮本教育長 村上正則委員。

○村上（正）委員 村上です。柔軟に対応するのが悪いと言っているのではなくて、それを周知しておかないと、私、因島なんだけど、橋代使ってきて、あなた、21番目です、31番目ですよ、お帰りくださいという話になるから、そこら辺はきっちり決めておいたほうが。これだったら、ああ、50人ぐらい入れるのかなと思っていたら、いや、そうじゃないです、今日は15人ですよという話になってしまうので。そこら辺、もう少し、例えばここで教育委員会に委任して、教育委員会の承認を得るとか、それで、そうすれば教育長の恣意的な運用は避けられる。人数もアナウンスをすとか。そうしないと、行っていいのやら悪いのやら分からないじゃないですかという話なんですよ。だからもうちょっと追加していただいたほうがいいんじゃないかな。例えばここで30人というふうに決めてたら、上限を30人とするというふうに決めてたら、ああ、自分はちょっとまずいかも分からないとかいうふうな予想が立つと思うんですよ。それが

なかったら、当然入れるんじゃないかなと、教育長に頼めば何とかなるんじゃないかなというふうになりはしないかなとちょっと思っているんですけど、どうでしょうか。

○井上庶務課長 教育長、庶務課長。委員さんおっしゃるとおり、こういった定員を定めてない、教育長が柔軟に定めるということで、当然、当日来て、入れるだろうと思って来ても実際には入れない、そういったことでトラブルが生じる可能性は否定できないかなと思っております。その部分については、少し内部でも再度検討させていただければと思っております。

○宮本教育長 奥田委員。

○奥田委員 議論の続きですが、第2条の2のところ、定員を変更することが教育長の判断でできるというところが曖昧なところがありまして、そこが曖昧なままではどうかなというふうに思います。この教育委員会会議そのものをずっと考えてみますと、大体、傍聴は10人を超えることは年間通してほぼなかったと、今日の場合でも2名なんですけども。基本的に10名を超えるというような場合は、結局は教科書の採択会議が10名を超えるぐらいの方が来られたということで、通常であれば定員を10名とするという教育委員会会議のそういう規則は、これはこれでいいと思うんですね。

さらにその定員を超えそうな場合、どういうふうに対応するか。特に定員を超えた場合の実績で言いますと、教科書選定会議ということになるわけですが。私は教科書選定会議、選定委員としまして、やはり教科書を子供たちにとってよりよい教科書を決める、いろんな教科、科目がありますので、その審議というのはなかなか気を遣いながら、こちらも事前に勉強しながら、そしてここで議論を闘わせてよりいいものを決めるという会議ですので、そのところはやはり基本的に静ひつな環境の中で議論したいというのがあります。ですから、このところはある程度、この委員会室に入れる、会議室に入れる人の上限は定めておいていただきたい。教科書をどういうふうに決めていくのかという市民の関心の高まりがあり、そういうものを聞きたいという方にはしっかりこの中のマイク設備とか充実してもらって、定員がオーバーになった場合でも外で聞いていただいて、議論の内容がよく分かるようなクリアな環境をつくっていただければ、その公開性ということも担保できるんじゃないかと思えます。

昨年度のことをちょっと考えますと、急遽、何かマイク入れて外に放送して、何か参加者の方から一部聞き取りにくいところがあったというような反応も聞きましたので、そのところは改善する余地があるのではないかというふ

うに思います。

基本的には定員を10名とする。幾らか教育長さんが状況に応じて、申込みが多い場合は増やすことはできる、それはいいと思います。ただ、私は、委員個人的な意見としては、上限を20名にさせていただきたい。その理由は先ほど言いましたように、教科書を審議して決める、そういう審議する委員会の場でありますので、その審議に集中できるような、そういう雰囲気というものを確保していただきたいというふうに私は思います。以上です。

○宮本教育長 豊田委員。

○豊田委員 豊田です。私も賛成で、やはり去年のことを考えてみましても、この場所で行いましたから、これだけの空間ですよ。そうするとここへ20人も30人も入って傍聴したいというふうに希望されても、なかなか会議を進めているその1人としては、大勢の人が入って、そしてそのことが市民の方に徹底するのはいいと思うんですけども、会議をしていく目的は教科書を慎重審議して選ぶということですから、そのことを考えたら、あまり多くの方が傍聴に入られて、声は出されないと思いますけれども、雰囲気がやっぱりありますので、そうしますと上限を決められて、教育長さんが最大限20名にして、あと適宜、もし1人、2人ぐらいあった場合は教育長さんの判断で進められたらいいと思うんですけども。

これだけ尾道市が教科書に対して非常に関心が高いということなんですよ。だから、あちこちの会場へ展示されても、多くの人が見に行かれます。他市町を聞いてみても、そこまで高い関心を示されるというのは、全員に聞いたわけではありませんけれども、あまりないんですね。そうしますと、そういうプラス面はつないでいけばいいと思うんですけども、いい教科書を子供たちに。子供たちが学びやすい、学ばせたい教科書を選ぶ条件としては、そういう環境整備もしながら進めていくことが要ると思うんです。だから10人程度で、それで最大限は20名まではお入りくださいという感じで、決めていたほうがいいのかなというような気はいたします。無制限というわけにもいきませんので、奥田先生の意見にほぼ賛成です。以上です。

○宮本教育長 村上節子委員。

○村上（節）委員 村上です。私は人数的なものがどれぐらいかということ、大体20人とか、それぐらいかなとは思いますが。ちょっと気になる点は、人数が増えた場合に、今のこの広さの中で、10人、今ゆったり座れる。そこに例えば20人という定員を上限かけて、その20人座ったらちょっとぎゅうぎゅうになる。教科書もここに沢山あるとなったときに、部屋をちょっと広くするとかい

う整備をしていく中で、第2条のところの会議の開催1週間前から開始前まで  
ってなると、準備をしてくださる皆さん自体も心にも余裕ができなくなったり、  
いろんな部分のその準備の落ち度というものも出てきたりするのかなと思  
うと、最低でも前日、前日までにとか、2日前までにという、ちょっと猶予期  
間を設けて、ある程度の人数が把握できた時点で会場をちょっと、例えばそこ  
の壁を取って広くできるのであれば広くするとか、ここのレイアウトをちょっ  
と変えるとかということがまたみんなで話し合う時間ができるのかなと思うの  
で、この開始までにというところをもう少し何かできないかなと思います。

○宮本教育長 村上正則委員。

○村上(正)委員 村上です。私も村上節子委員の意見には賛成です。というの  
はやっぱり来て、当日、お帰りくださいというのはちょっと酷なんかなと思う  
ので、やっぱり前日ぐらいいまでに締め切って、駄目なら電話するなり何なり、  
手段があると思うんですよ。だから、そのほうがいいのではないかなと思  
います。

○井上庶務課長 教育長、庶務課長。委員の皆様からいろんな御意見を頂戴しま  
した。まず、教科書について、市民の皆様がすごく関心を持っていただい  
てる。これはやっぱり尾道の教育をよくしようということで、本当にありがたい  
ことだと思っております。その中でいろんな御意見を頂戴しまして、やはり  
ここでの目的というのは豊田委員さんが言われたように、子供たちにとってい  
い教科書を選定していく、それが一番の目的だと思っております。その中で、  
やはり市民の皆様を知る権利ということで、そのバランスをどうやって取っ  
ていくか、そういったところが今、お話をお伺いしていて大事な部分かなと思  
っておりました。

細かい話もいただきましたので、今日の御意見を少しちょっとまた内部で整  
理をさせていただければと思っております。私からは以上です。

○宮本教育長 では、本日はいただいた意見を基に、改めて事務局のほうで整理  
をして、また次回、議案を出していただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本教育長 では続いて、議案第17号学校運営協議会委員の委嘱についてを議  
題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○安保学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第17号学校運営協議  
会委員の委嘱について御説明いたします。15ページをお開きください。

本議案は、学校運営協議会委員を別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会  
の承認を求めるものです。

提案理由についてですが、学校運営協議会規則第7条第1項に基づき、学校長または委員選考委員会から推薦があった別紙の者に学校運営協議会委員を委嘱するものです。

御調地域と因島南地域、因北小学校、因北中学校の学校運営協議会委員について、前回の教育委員会会議で承認をいただいたところですが、学校長から新たに5号委員の推薦がございましたので提案いたします。16ページを御覧ください。

御調地域学校運営協議会委員のこのたびの委嘱については、5号委員1人で再任でございます。委員1人の追加により、男性7人、女性2人の計9人で、女性の割合は22%、平均年齢は56.8歳でございます。

17ページを御覧ください。

因島南地域学校運営協議会委員のこのたびの委嘱については、5号委員1人で新任でございます。委員1人の追加により、男性8人、女性2人の計10人で、女性の割合は20%、平均年齢は61.1歳でございます。

18ページを御覧ください。

因北小学校・因北中学校学校運営協議会委員のこのたびの委嘱については、5号委員1人で新任でございます。委員1人の追加により、男性5人、女性2人の計7人で、女性の割合は29%、平均年齢は54.9歳でございます。

なお、今回の委嘱に係る学校運営協議会委員の委嘱期間は、令和7年5月1日から令和8年3月31日までとなっております。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○宮本教育長 それでは、御意見、御質問はありませんか。

村上正則委員。

○村上（正）委員 村上です。今回のこの決議は、御調の場合は御調高校の校長先生で、因島の場合は因島高校の校長先生の承認ということで、ほかの人は今回は関係ないんですね、承認事項としては。

○安保学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。村上委員さんのおっしゃるとおり、このたびは5号委員1名で、それぞれ高等学校の校長1人となっております。以上です。

○宮本教育長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本教育長 ないようですので、これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第18号尾道市学校関係者評価委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○安保学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第18号尾道市学校関係者評価委員の委嘱について御説明いたします。19ページをお開きください。

本議案は、学校関係者評価委員を別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由については、尾道市学校関係者評価委員会設置要綱第4条第1項の規定に基づき、校長から推薦があった別紙の者に学校関係者評価委員を委嘱するものでございます。

各園、各学校からの学校関係者評価委員の推薦者の一覧については、20ページから22ページを御覧ください。なお、学校関係者評価委員会は、3人の委員をもって構成されております。したがって、委員の人数は、幼稚園4園12人、小学校7校21人、中学校4校12人、合計45人でございます。

委嘱期間は、令和7年5月1日から令和8年3月31日まででございます。

委員の推薦につきましては、園長、校長がPTA役員、保護者や地域住民、その他当該校の関係者のうちから行っております。

今年度、新しく学校関係者評価委員に推薦された方は、幼稚園4人、小学校7人、中学校2人、合計13人でございます。

平均年齢につきましては、幼稚園63.1歳、小学校56.7歳、中学校56.3歳、全体の平均年齢が58.3歳で、昨年度より0.5歳低くなっております。

次に、男女比でございますが、女性の割合は幼稚園66.7%、小学校47.6%、中学校16.7%、全体の割合は44.4%であり、昨年度より11.1%高くなっております。

なお、学校運営協議会を設置しております学校は学校関係者評価委員を置かないことができますので、小学校14校、中学校11校については校長からの推薦はなく、一覧にはございません。また、百島小学校は今年度も休校しているため、一覧にはございません。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○宮本教育長 それでは、御意見、御質問はありますか。

村上正則委員。

○村上（正）委員 すみません、村上です。これはこちらの表、全員の承認ということですのでよろしいですね。

○**安保学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。はい、全員の承認を御審議いただけたらと思います。

○**村上（正）委員** はい。

○**宮本教育長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**宮本教育長** ないようですので、これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**宮本教育長** 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第19号尾道市学校評議委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○**安保学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。議案第19号尾道市学校評議委員の委嘱について御説明いたします。23ページをお開きください。

本議案は、尾道市学校評議委員を別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由につきましては、尾道市学校評議委員設置要綱第4条第1項の規定に基づき、校長から推薦があった別紙の者に学校評議委員を委嘱するものでございます。各学校からの学校評議委員の推薦者の一覧については、24ページから25ページを御覧ください。

今年度は小学校22人、中学校14人、合計36人でございます。委嘱期間は、令和7年5月1日から令和8年3月31日まででございます。校種ごとの平均人数についてですが、小学校3.1人、中学校3.5人、昨年度とほぼ同じでございます。また、今年度、新しく学校評議委員に推薦された方は、小学校3人、中学校3人、合計6人でございます。

また、学校評議委員の平均年齢につきましては、小学校67.2歳、中学校63.7歳、全体の平均年齢は65.9歳で、昨年度と0.5歳高くなっております。

また、男女比でございますが、女性の割合は小学校18.2%、中学校35.7%、全体の割合は25.0%であり、昨年度より0.3%低くなっております。

なお、学校運営協議会を設置しております学校は学校評議委員を置かないことができますので、小学校14校、中学校11校については、校長からの推薦はなく、一覧にございません。また、百島小学校、今年度も休校しているため、一覧にございません。御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○**宮本教育長** それでは、御意見、御質問はありませんか。奥田委員。

○**奥田委員** 奥田です。この挙がっておられる方は承認ということで問題ないんですが、ちょっとお伺いしてみたいんですが、いわゆるその前のところで御調の地区の学校運営協議会の承認もありました。大体、学校運営協議会の組織に代わっていつているという状況だと思いますが、ここの学校評議委員の出ておりますと、栗原中学校学区、美木中学校学区、向島中学校学区、この辺りがまだ運営協議会のほうに移行してないということなんですが、今年度で、来年度以降はそういう運営協議会組織のほうへ移行する予定があるのか、そういう方向を思考しておられると思いますので、その辺りの見通しについて御説明いただければと思います。

○**安保学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。このたび学校評議委員の推薦のありました先ほど言われた学校については、来年度、学校運営協議会を設置する予定でございます。栗原中学校区、美木中学校区、百島中学校区、向島中学校区が来年度、学校運営協議会を設置する予定ですので、学校からの推薦がなければ、来年度は学校評議委員の推薦はないものと思っております。以上です。

○**宮本教育長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**宮本教育長** ないようですので、これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**宮本教育長** 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第20号尾道市教育支援委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○**金子教育指導課長** 教育長、教育指導課長。議案第20号尾道市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について説明をいたします。議案集26ページを御覧ください。

本議案は、尾道市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、別紙の27ページにあります委員を委嘱及び任命を行おうとするものです。新たな委員の委嘱期間は、令和7年5月1日から令和8年4月30日まででございます。

具体的には、委員の再任が11人、委員の新任が1人の計12人になっております。教育支援委員会の審議対象者の就学前の幼児の人数の増加に伴って、就学の現状や幼児の様子を共有し、早期の対応につなぐために令和2年度から教育支援委員会規則を改正し、教育委員会事務局だけでなく、市の行政職員を委員

として加えております。

また、昨年度から小中学校において支援対象者を特別支援学級の担任ではない特別支援教育コーディネーター等もチームとして支援していくために、特別支援学級担任等と改正しております。

新任につきましては、4月1日付の人事異動により、前任者が尾道市教育支援委員会規則第3条に定める種別に該当しなくなったことなどにより、新たに委嘱及び任命をするものでございます。

また、男女比と平均年齢につきましては、男性5人、女性7人、平均年齢が57歳となっており、昨年度とほぼ同様の状況となっております。以上、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○宮本教育長 それでは、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本教育長 ないようですので、これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第21号尾道市いじめ防止基本方針の改正についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○金子教育指導課長 教育長、教育指導課長。議案第21号尾道市いじめ防止基本方針の改正について御説明をいたします。

別紙資料3ページ、たて4に記載しておりますように、教育委員会ではいじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年8月に尾道市いじめ防止基本方針を策定いたしました。議案集30ページの提案理由にありますように、このたび尾道市いじめ問題再調査委員会条例の制定及びいじめの重大事態調査に関するガイドラインの改訂に伴い、重大事態への取組を変更するための改正について、教育委員会の承認を求めるものでございます。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○宮本教育長 それでは、御意見、御質問はありませんか。村上正則委員。

○村上（正）委員 村上です。新规定の中に、市教育委員会の判断により、学校または教育委員会内に置くというふうになっているんですけども、学校が増えたのはどういう理由なんでしょうか。今までは教育委員会でしたよね。何か理由がありますか。

○金子教育指導課長 教育長、教育指導課長。新方針で「学校または市教育委員会内に」となっていることについてでございますが、いじめ防止対策推進法第28条に、「当該学校の設置者またはその設置する学校の下に組織を設け」という一文もあります。また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に、「不登校、重大事態については・・・原則として学校主体で調査を行うこととする」が示された点等も踏まえて、このたび改正しております。以上です。

○宮本教育長 村上正則委員。

○村上（正）委員 村上です。例えば小さい学校でスタッフがいない場合に、学校に置くのが適切かどうかという場合もあろうかと思うんです。その判断ですよ、その判断は何か基準等があるんですかね、市教育委員会の判断によりとなっているので、こういう場合、小さい学校は市教委のほうで引き取るよとか、そういった何か、今もしそういうのがおありでしたら。なければいいです。

○金子教育指導課長 教育長、教育指導課長。いろいろな諸条件に応じて、また教育委員会で検討することとなりますので、今、具体的にこういう条件であればこうするというようなところはまだ決めておりません。

○村上（正）委員 ケース・バイ・ケース。

○金子教育指導課長 ケース・バイ・ケースです。

○村上（正）委員 分かりました。

○宮本教育長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本教育長 ないようですので、これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第22号尾道市指定文化財の指定についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○池田文化振興課長 教育長、文化振興課長。議案第22号尾道市指定文化財の指定について説明をいたします。33ページを御覧ください。

本議案は、尾道市文化財保護条例第3条により、尾道市指定文化財として別紙のとおり指定したいので、教育委員会の承認を求めるとでございます。

提案理由といたしましては、尾道市文化財保護委員から尾道市指定文化財として指定することが適当である旨を答申を受けた物件について指定を行うもの

でございます。

物件につきましては35ページを御覧ください。今回指定する物件は、絹本著色千手観音像、絹本著色不動明王二童子像、紺紙金字大般若波羅蜜多經卷第二百九十八、紙本墨書大般若波羅蜜多經卷第二十六の4点で、管理者等につきましては記載のとおりでございます。

1点目は、16世紀初期に朝鮮の王室周辺で制作された仏画の特徴を示すとされ、光明寺の県重要文化財、地蔵十王図とともに朝鮮時代の仏画として貴重であるとの評価でございます。

2点目は、県内でも鎌倉時代後期の貴重な密教画像と言えるものであり、西國寺の地蔵菩薩二童子像の二童子像と図像と近似を示しており、尾道地域における密教図像の考察をする上で貴重な作例であるとの評価でございます。

3点目は、高麗經と呼ばれる経典の特徴を備え、日本及び韓国内でも制作当初の形状を残す数少ない経典として、仏教美術史にとどまらず、書道史、絵画史に及ぶものであり、芸術的、学術的な価値が高いとの評価でございます。

4点目の経典は、奈良時代に制作されたもので、本市における仏教美術史上で最古類に位置する文化財として評価をされているものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。文化財指定について御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○宮本教育長 それでは、御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本教育長 ないようですので、これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第3、報告に入ります。

報告第4号因北中学校区小中一貫教育校準備委員会設置要綱について報告をお願いします。

○安保学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。それでは、報告第4号因北中学校区小中一貫教育校準備委員会設置要綱について御説明いたします。38ページをお開きください。

本要綱は、第1条にありますように、尾道市立因北小学校、重井小学校を再編した因北小学校並びに尾道市立因北中学校、重井中学校を再編した因北中学

校による小中一貫教育校の円滑な移行を推進するため、準備委員会を設置することを定めたものです。

令和7年4月23日に施行ということで、資料は日付が入っておりませんので、4月23日を追記していただければと思います。

第2条以下、主な条文について御説明いたします。

第2条では、委員会の所掌事務を（1）教育施設に関すること。（2）教育課程の編制及び実施に関すること。（3）通学路及び通学支援に関すること。

（4）その他小中一貫教育校への移行に関することとしております。

第3条では、委員会の委員を関係する4つの学校の校長、PTA会長、教育委員会、教育総務部長、学校教育部長、教育総務部因島瀬戸田地域教育課長、学校教育部学校経営企画課長、教育指導課長とすること。

第4条では、委員長1人と副委員長1人を置くこと。委員長は学校教育部長、副委員長は学校経営企画課長とすること。資料のほうは1名の表記となっておりますが、1人に表記を訂正いたします。

第7条では、委員会の会議は、委員長が招集し、必要に応じて委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができること。

第8条では、委員会の業務を円滑に推進するため、委員会に（1）総務等検討部会、（2）生徒指導等検討部会、（3）教育課程等検討部会を設置すること。部会長は、部会の協議経過及び結果について、委員会へ報告するものとする。

第9条では、事務局を尾道市教育委員会学校教育部学校経営企画課及び教育指導課並びに教育総務部因島瀬戸田地域教育課に置くことについて定めております。

第1回の準備委員会は5月中旬を予定しており、その後は2か月に1回程度の開催を考えております。

また、第8条の各部会にも準備委員会の求めによって、今後順次開催し、各部会が所掌する具体的な事項について検討していくこととしております。以上、報告とさせていただきます。

○宮本教育長 ただいまの報告につきまして、御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本教育長 よろしいですか。

以上で、日程第3、報告を終わります。

それでは、委員の皆様から他に何か御意見等はございますか。豊田委員。

○豊田委員 豊田です。新学期が始まりまして2週間、大方3週間ですかね。不

登校になっている児童がいますでしょうか。昨年ずっと来れなくて、新学期になって来てるというケースもあると思うんですけども、新学期になって来れなくなったこともあるかと思うんですが、実態が分かれば教えてください。

○金子教育指導課長 教育長、教育指導課長。新学期になっての不登校の状況についてでございますけれども、新学期が始まってからの状況については、まだ情報を持ち得ておりませんので、具体的な数値が分かりませんが、昨年度、学校に行けてなかったお子さんが来れるようになったとか、不登校支援センターに行っていたお子さんが、今は4月から学校へ行っていますというような好転したようなお話は聞いております。様々な状況ではないかと思っております。またいろんな機を捉えまして、状況把握に努めてまいりたいと思います。以上です。

○宮本教育長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。豊田委員。

○豊田委員 ありがとうございます。やっぱり期間を短くしながら、来てるか来てないか、その辺りの連携をしっかりと取っておくことが大事かなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

年度末から年度初めにかけて閉校であったり、それから開校であったりと、子供たちを見る機会がたくさんありました。特に儀式関係でありましたが、大変落ち着いているなというふうに私は感じました。きっと1年間、もしくは何年間かの積み重ねの中から、こういうふうにしなきゃいけないというふうに子供たちが自主的に考えたとすれば、本当に素晴らしいことだと思いますし、指導があったにしても、それはそれで大変、結果としていい結果が出ているので、いいなというふうに思いました。

長い間かけて市内全体で取り組んでこられた、その結果がそういう局所、局所に出てくるということがやっぱり教育なのかなと思ったんですけども、たくさん学校の回らせていただいて、非常に子供たちが落ち着いてるな、生徒が落ち着いてるなということを強く感じました。だから、先ほどの学級集団づくりというお話もありましたけれども、日々のそういう子供たちを中心にした取組がいろんな場面に、場所に出てくる。そしてそのことはまた自信になって、子供たちがだんだんとよくなっていくというふうな形になるんだろうなと思って、とてもうれしく思いました。以上です。ありがとうございます。

○宮本教育長 村上正則委員。

○村上（正）委員 村上です。私も豊田委員と同じで、儀式的な行事、きっちりやっておられたということ、すごく感銘を受けました。そこでこれから体育祭

とか運動会があるんですけども、セレモニーの部分が各校ばらばらな部分があるんです。ですから指導要領どおり遵守していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○宮本教育長 村上節子委員。

○村上（節）委員 村上です。先日、市P連の会長、工藤さんとお話しする機会がありまして、そのときに私が今、この教育委員にならせていただいて2年弱の中で感じたこと等をいろいろお話しさせていただいて、市P連の在り方というか、親を育てていくというか、ちょっと言い方が難しいんですけど、そういう場が市P連の役割なのかなと私が感じるがあったので、少しお話しさせていただきました。

工藤さん自身もいろいろ考えていらして、昨年度、高西小学校で試験的にこういう活動をしましたという話を聞かせていただいて、それをできれば今年度、市P連として全小中学校対象にやっていきたいなということを言っていて、これは教育委員会と一緒にやっていけたらいいのかなと思ったので、ちょっとお話しさせていただきます。

不登校について、やはり懸念されていて、それを各保護者の方たち、不登校の子供を持った保護者の方たちとどういうふうに接していったらいいのかなって言われてました。それで尾道総合病院の小児科の先生を招いて講演会を行い、それをYouTube配信し、そこに参加できない保護者の方もそれを見て講演を聞くことができる。その前にアンケートも取って、何か困っていることとか、聞きたいことがあったら、それを講演後に工藤さんと小児科の先生とがQ&A形式でやっていくというのをされたということでした。

それを私も見させてもらったんですけど、とても何かアットホームな感じでいいなと思って。そのアンケートを取ったときの保護者の方たちの思いというか、そういうものもリアルに感じることもできたので、情報収集としてもいいのかなとか、それを教育委員会と一緒にすることで、もう少し広げていくことができるのかなと思ったので、機会としてもしよければ、市P連の会長さんにお声かけいただいて、一緒に不登校というものがゼロになるように進めていけたらいいなと思いました。以上です。

○宮本教育長 今の不登校については、尾道市としても大きな課題ですし、今、1つの方向性といいますか、市P連と一緒に取り組んだらどうかという御提案をいただいたんですが、このことについて事務局から何かコメントがございませんか。

○金子教育指導課長 教育長、教育指導課長。不登校について教育委員会でも重

点的に今年度も取り組んでいこうと思っております。保護者の方の思い等も聞きながら、寄り添いながら子供に支援ができたらと考えております。

市P連との連携というところ、今、いただきましたので、また今後検討してまいりたいと思います。保護者の方への支援というところは、昨年度から座談会という形式で保護者が集う場というところを設けております。今年度も毎月1回開催予定ですので、そういう取組も含めて、様々なところと連携しつつ、取組を進めてまいりたいと思います。以上です。

○宮本教育長 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本教育長 ないようですので、以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議を散会すると同時に、第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は5月29日木曜日、午後2時30分からを予定しております。お疲れさまでした。

午前11時51分 閉会